



第 201800127060 号  
防起第 709 号 - 1  
受境自第 47 号  
平成 30 年 8 月 6 日

中国電力株式会社  
代表取締役社長執行役員 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 中村 勝治

原子炉等規制法の改正に伴う島根原子力発電所 3 号機の新規制基準への  
適合性申請について（回答）

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第 6 条に基づき、平成  
30 年 5 月 22 日付島原本広第 124 号で事前報告のあったこのことについては、同条  
に基づいて、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

安全協定第 6 条に基づき報告を受けたことの可否に関しては、敢えて判断を見送るこ  
ととし、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、次の  
事項を前提として、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力  
株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合  
同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、提出する。

- 1 稼働に向けての一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 2 島根原子力発電所の安全対策や規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 3 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 4 地震・津波・火山に関して、最新の知見を反映しつつ継続的に調査、評価を行い、適切に対応を行うこと。
- 5 2号機・3号機に同時にシビアアクシデントが生じる場合も含め、シビアアクシデント対策について、より幅広いハード対策及びソフト対策を適切に検討し実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 6 使用済燃料の搬出、譲渡し等の対策について、安全の確保を大前提に、住民の理解を得て一層の取組を進めること。
- 7 住民の安全確保にとって重要な避難計画の実効性を深化させるため、人的・物的資源の確保等も含め、原因者としての責任を果たすべく協力すること。
- 8 県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織・人員体制、教育・訓練、トラブル等の教訓の反映をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策等、周辺自治体に誠実に協力し、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。